



2026年7月31日

各 位

会 社 名 エア・ウォーター株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 千歳 喜弘
(コード: 4088 東証プライム・札証)
問合せ先 広報部長 福島 圭介
T E L 06-6252-3966

第26期(2026年3月期) 有価証券報告書の連結財務諸表に係る監査報告書の限定付適正意見に
関するお知らせ

当社は、第26期(2026年3月期) 有価証券報告書の連結財務諸表について、限定付適正意見のついた監査報告書を受領いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 監査を実施した監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 連結財務諸表に係る監査報告書の内容

2026年3月期の連結財務諸表に係る監査報告書の意見の内容は以下のとおりです。

限定付適正意見の根拠

連結財務諸表注記「4. 追加情報(不適切な会計処理について)」に記載のとおり、エア・ウォーター株式会社(以下、「会社」という。)は、特別調査委員会から、会社並びに相当数の子会社及び関連会社において、在庫の過大計上、資産評価損の先送り、売上の過大計上及び先行計上、不要な取引先を介在させた売上の嵩上げ、引当金の計上回避、資産性のない支出の資産計上等、様々な手法による不適切な会計処理が行われていたことが発見されたとする調査報告書を受領した。特別調査委員会の調査結果を踏まえて、会社が自主点検を行った結果、不適切な会計処理を是正したことに伴う固定資産の減損損失の計上漏れ、関係会社投融資に係る評価損の計上漏れなどが判明した。会社は、不適切な会計処理等について、過年度に遡って修正する必要があると判断し、過去に提出済みの連結財務諸表を訂正するとともに、当連結会計年度の連結財務諸表に含まれる虚偽表示を修正している。

当監査法人は、不適切な会計処理に関連して、不正による重要な虚偽表示の疑義に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するため、不正調査の専門家やITの専門家を利用しながら、想定される不正の態様等に対応した監査手続を実施した。しかし、下記1及び2の事項について十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

1. 前連結会計年度末以前のエア・ウォーター防災株式会社の売上収益及び売上原価の期間帰属の適切性

連結財務諸表注記「4. 追加情報(不適切な会計処理について)」に記載のとおり、連結損益計算書に計上されている売上収益及び売上原価には、会社の連結子会社であるエア・ウォーター防災株式会社(以下、「AW防災」という。)の当連結会計年度の売上収益25,176百万円及び売上原価16,722百万円、比較情報である前連結会計年度の売上収益23,760百万円及び売上原価16,918百万円が含まれているが、AW防災では、売上収益及び売上原価につい

て、仕掛品の過大計上、売上の期間帰属の操作、原価付替による利益操作等の不適切な会計処理が行われていた。そのため、当監査法人は、AW防災の営業・会計の責任者等に対して取引内容や取引条件等を質問したほか、工事契約書や工事完成引渡書、外注先への発注書等の証憑との突合、営業債権債務の残高確認等を実施した。

しかし、前連結会計年度末以前の工事売上取引に関する工事完成日や物品の引渡日に関連する証憑が偽造されていたほか、労務費や外注費等の原価付替の実態解明に必要な記録が残っていなかったことから、AW防災の前連結会計年度末以前の売上収益及び売上原価に係る期間帰属の適切性を検証するための手続が十分に実施できなかった。そのため、当監査法人は、前連結会計年度末以前の売上収益及び売上原価（関連する財政状態計算書項目を含む。）に修正が必要となるかどうかについて判断することができず、前連結会計年度の訂正後の連結財務諸表に対して限定付適正意見を表明している。当該事項は、当連結会計年度の数値と対応数値との比較可能性に影響を及ぼす可能性があるとともに、前連結会計年度末（すなわち当連結会計年度の期首）以前の売上収益及び売上原価の期間帰属に関する未発見の虚偽表示が当連結会計年度の数値に影響を及ぼす可能性がある。

これらの影響は、AW防災における売上収益及び売上原価（関連する財政状態計算書項目を含む。）の期間帰属に限定されている。したがって、連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

2. 前連結会計年度末以前の売上収益の期間帰属の適切性

連結財務諸表注記「4. 追加情報（不適切な会計処理について）」に記載のとおり、会社及び相当数の子会社において、売上の過大計上及び先行計上、不要な取引先を介在させた売上の嵩上げなどの不適切な会計処理が行われていた。そのため、会社は、特別調査委員会による調査及び自主点検（以下「調査及び自主点検」という。）の結果として特定された多数の虚偽表示について、過去に提出済みの連結財務諸表を訂正するとともに、当連結会計年度の連結財務諸表に含まれる虚偽表示を修正している。特定された虚偽表示は多数あり、当連結会計年度及び前連結会計年度の売上収益の期間帰属に係る修正額は以下のとおりである。

	前連結会計年度	当連結会計年度
連結損益計算書に計上された売上収益の額	1,013,070 百万円	1,066,795 百万円
売上収益の期間帰属に係る修正額	△ 5,880百万円	557 百万円

当監査法人は、上記を受け、商流の再調査、売上収益の証憑との照合、当連結会計年度末における実地棚卸の立会及び営業債権の残高確認などの監査手続を実施した。

しかし、売上収益の期間帰属に係る不適切な会計処理は、複数の連結子会社において検出されており、加えて、前連結会計年度末以前の売上収益の期間帰属を検討するために必要な証憑が一部の連結子会社において適切に保存されていなかったことから、前連結会計年度末以前に計上されていた売上収益（関連する売上原価及び財政状態計算書項目を含む。）の期間帰属の適切性を検証するための手続が十分に実施できなかった。そのため、当監査法人は、前連結会計年度末以前の売上収益（関連する売上原価及び財政状態計算書項目を含む。）に修正が必要となるかどうかについて判断することができず、前連結会計年度の訂正後の連結財務諸表に対して限定付適正意見を表明している。当該事項は、当連結会計年度の数値と対応数値との比較可能性に影響を及ぼす可能性があるとともに、前連結会計年度末（すなわち当連結会計年度の期首）以前の売上収益の期間帰属に関する未発見の虚偽表示が当連結会計年度の数値に影響を及ぼす可能性がある。

これまでの調査及び自主点検並びに当監査法人による監査手続により発見された売上収益の期間帰属に係る虚偽表示の修正による影響を踏まえると、連結子会社において推定される未発見の虚偽表示の影響は、個々に重要ではなくても集計すれば重要な影響を及ぼす可能性がある。しかし、未発見の虚偽表示があったとしても、その影響は前連結会計年度末以前の売上収益（関連する売上原価及び財政状態計算書項目を含む。）の期間帰属に限定されている。したがって、連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

上記の「1. 前連結会計年度末以前のエア・ウォーター防災株式会社の売上収益及び売上原価の期間帰属の適切性」及び「2. 前連結会計年度末以前の売上収益の期間帰属の適切性」の影響は、個別に又は集計しても、連結損益計算書に計上されている売上収益及び売上原価（関連する財政状態計算書項目を含む。）に比して限定されており、この影響を除外すれば、連結財務諸表は連結会計年度末現在の財政状態及び同日をもって終了する連結会計年度

の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示している。したがって、これらの事項が連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

3. 監査報告書の受領日

2026年7月31日

4. 今後の対応

当社は、限定付適正意見に至った事態を厳粛に受け止め、適切に対処してまいります。

株主、投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、心よりお詫び申し上げます。

以 上